

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 全 日 本 空 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 山元 峯生
(コード番号 9202 東証・大証各第1部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 久 松 完
(TEL . 03 - 6735 - 1001)

「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 24 日に提出した「定款の一部変更に関するお知らせ」に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

(誤)		(正)
変更案		変更案
第 8 条 (自己株式の取得) 本会社は、 <u>会社法第165条第 2 号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 ⋮	→	第 8 条 (自己株式の取得) 本会社は、 <u>会社法第165条第 2 項</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 ⋮
第 9 条 (<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) ⋮ 本会社は、 <u>前条の規定に係らず単元未満株式</u> に係る株券を発行しない。 <u>但し、株式取扱規則に定めるところ</u> についてはこの限りではない。 ⋮	→	第 9 条 (<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) ⋮ 本会社は、 <u>第 7 条の規定に係らず単元未満株式</u> に係る株券を発行しない。 <u>但し、株式取扱規則に定めるところ</u> についてはこの限りではない。 ⋮
第 27 条 (<u>代表取締役及び役付取締役</u>) ⋮ <u>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u>	→	第 27 条 (<u>代表取締役及び役付取締役</u>) ⋮ <u>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役各社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>

(注) 訂正箇所は斜体にしてあります。

以 上